

土岐市国民健康保険・岐阜県後期高齢者医療保険

4月1日から「認定証」などを提示すれば、 高額な外来診療の窓口支払いが一定の金額にとどめられます

これまで高額な外来診療を受け、1カ月の窓口負担額の合計が自己負担限度額以上になっても、いったん全額を窓口で支払う必要がありました。4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

ただし、限度額の判定は、1つの医療機関ごとで行いますのでご注意ください。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯などの方 (後期高齢者医療保険被保険者を含む)	市役所保険年金係に「認定証」 (限度額適用認定証)の交付を 申請してください	「認定証」を提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯などでない方	必要ありません	「高齢受給者証」を提示してください
75歳以上で、非課税世帯などでない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください

※窓口支払いの上限額（月当たり）は、所得によって異なります。

※認定証を提示しない場合は、これまで通り高額療養費の支給申請を行い、窓口負担額と自己負担限度額との差額が、後日、土岐市国民健康保険または岐阜県後期高齢者医療保険から支給されます。

なお、限度額認定証をお持ちの方は、現在の認定証が、平成24年7月31日まで使用できます。

■問い合わせ 市民課保険年金係（内線132・134）

ぎふ清流国体 ぎふ清流大会

「ぼくの・わたしの
まち(土岐市)のお宝の絵」

ギフとフラッグの 図案大募集

土岐市の「自然」「文化」「風景」「食」「産業」「人」など、全国に誇れる魅力を描いた絵でフラッグ(旗)を作ります。

県内42市町村の魅力が詰まった42枚のフラッグが、「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」の式典で岐阜の魅力を全国に発信します。

テーマ 絵の内容は自由ですが、対象となる素材1点による、未発表のオリジナル作品とします。

応募資格 どなたでも応募可
用紙 A4サイズの紙(裏紙不可)。縦、横は問いません。

応募方法 「応募票」(市国体推進室で交付または市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、絵を描いた用紙の裏に貼り付け、3月15日(木)までに市国体推進室へ提出してください。

応募上の注意

▷応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとし、作品は返却しません。また、広報やWebサイトなどへの2次利用を認めたものとします。

▷必要に応じ修正・加工を加えることがあります。

▷着色は自由ですが、ほかの絵を汚損する恐れのある油絵具などは用いないでください。また、パネル貼りや額装はしないでください。▷ほかの作品の模倣・類似と認められる作品は、選定後であっても取り消します。

▷提供された個人情報は、応募の確認、選定などに関する目的以外では使用しませんが、採択された作品の作成者名などを公表することがあります。

候補選定および採択 市で素材候補を選定した後、両大会総合プロデューサーでアーティストの日比野克彦さんが作品を採択します。作品が採択された方には、直接お知らせし、記念品を贈ります。

■問い合わせ 市国体推進室（内線217）